

報道関係者 各位

令和8年10月16日（金）

【照会先】

徳島労働局労働基準部監督課

監督課長 松浦 和久

監察監督官 森田 宏明

（電話） 088-652-9163

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～ シンポジウムや過重労働解消キャンペーンとして各種の取組を実施 ～

11月は「過労死等防止対策推進法」において「過労死等防止啓発月間」と定められており、厚生労働省では、過労死等^{注1)}を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるための取組を毎年実施しています。

この月間に、徳島労働局（局長 亀井崇）は、長時間労働等の過重労働の解消に向けた取組を推進するため、11月19日（木）に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催するとともに、過重労働解消キャンペーンとして、県下4つの労働基準監督署において、11月1日（日）から11月30日（月）までの間、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導の実施、11月2日（月）から11月7日（土）^{注2)}までの間、働く方向けの相談窓口の設置などの取組を実施します。

注1）「過労死等」とは・・・

- （1）業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
- （2）業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- （3）死亡には至らないが、これらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害

注2）平日は労働基準監督署等において、土曜は特設の「過重労働解消相談ダイヤル」において相談をお受けします

資料1 過労死等防止啓発月間における各種の取組事項

資料2 リーフレット「過労死等防止対策推進シンポジウム 徳島会場」

資料3 過労死等防止啓発月間ポスター「しごとより、いのち。」

資料4 リーフレット「11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。」

資料5 リーフレット「過重労働解消のためのセミナー」【厚生労働省委託事業】

【過労死等防止啓発月間における各種の取組概要】（資料１）

1 周知・啓発

（１）「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します（資料２）

過重労働の解消、過労死等を防止することの重要性について県民に周知するため、以下のとおり開催します。

「過労死遺族の声」として、時間外労働の上限規制の導入の契機ともなった、平成 27 年の東京の大手広告代理店における過労死事案のご遺族にご登壇いただくとともに、「基調講演」として、パワハラ概念を一早く提唱されたクオレ・シー・キューブ社の講師の方に実践的なお話をしていただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

企業の経営層や人事労務担当者、企業で働いていらっしゃる方、そのご家族の方、将来の職業人生について考えている学生など、どなたでも参加いただけます。

<徳島会場>

○ 日時 11 月 19 日（木） 13:00～15:20 （受付 12:30～）

○ 場所 徳島大学 総合科学部 1 号館 301 講義室
（徳島市南常三島町 1 丁目 1 番地）

※ 車でお越しの場合は、リーフレット裏面に記載の臨時駐車場（無料）をご利用ください。

○ プログラム ※ **詳細は、本日の別途の報道発表をご覧ください。**

[過労死遺族の声] たかはし ゆきみ 高橋 幸美 氏 （東京過労死を考える家族の会）

[基調講演] いなお いずみ 稲尾 和泉 氏 （（株）クオレ・シー・キューブ）

[徳島労働局の取組み] 徳島労働局労働基準部監督課

○ 参加申込 （参加費は無料）

以下の特設ホームページから「徳島会場」に事前にお申込みください。

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>

また、リーフレット裏面の参加申込書による申込も可能です。

（２）県民の皆様向けポスターの掲示などによる周知・啓発を実施します（資料３）

県民一人ひとりがご自身にも関わることとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

このうち、県内の公共交通機関等では以下の場所に約 1 か月間ポスターを掲示します。

○ 鉄道：ＪＲ四国 徳島駅、鳴門駅、阿波池田駅、阿南駅、鴨島駅、牟岐駅

○ 道路：道の駅 貞光ゆうゆう館 ○ 空港：徳島阿波おどり空港

2 過重労働解消キャンペーンとしての各種の取組

(1) 長時間労働が疑われる事業場等への重点監督を実施します

過労死等防止啓発月間の間、県下4つの労働基準監督署において、過重労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場や、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等に対して、重点監督を実施します。

(参考) 昨年度、長時間労働が疑われる事業場に対して県下4つの労働基準監督署が実施した監督指導結果は、**本日の別途の報道発表をご覧ください。**

(2) 働く方からの労働相談をお受けします

11月2日(月)から11月7日(土)までの間、県下4つの労働基準監督署と特別相談ダイヤル(フリーダイヤル)において、過重労働を中心に幅広く労働相談を受け付けます。

労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けますので、情報提供をお願いします。

○ 平日 徳島労働局の各労働基準監督署(開庁時間 平日 8:30～17:15)

○ 土曜 過重労働解消相談ダイヤル(11月7日(土) 9:00～17:00)

[電話番号] 0120-794-713 (フリーダイヤル)

(参考) 厚生労働省では、上記のほか、次のダイヤル・メールによる労働相談もお受けしています。

○ 労働条件相談ほっとライン【厚生労働省委託事業】

平日夜間・土日祝日も無料で相談を受け付けています。

[電話番号] 0120-811-610 (フリーダイヤル)

[受付時間] 月～金 17:00～22:00、土日・祝日 9:00～21:00

○ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法などの違反が疑われる事業場の情報をメールで受け付けます。

[URL] https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

(3) 労働局長による「ベストプラクティス企業」への職場訪問を実施します

県内企業における取組の気運の醸成を図るために、労働局長が、長時間労働の削減や年休取得促進等に積極的に取り組む「ベストプラクティス企業」を訪問し、経営層との意見交換や取組事例のお話を伺います。ご取材いただければ幸いです。

詳細は、本日の別途の報道発表をご覧ください。

（４）労使の主体的な取組を促します

過重労働解消キャンペーンの実施に先立ち、県内の使用者団体や労働組合などに、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、徳島労働局長名による文書での協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

また、自社の働き方改革等により、取引先中小事業者に「しわ寄せ」が生じることのないように傘下団体・企業等への周知啓発を、併せて要請します。

（「しわ寄せ」の防止について資料４）

（５）企業の実務担当者向けセミナーを開催します【厚生労働省委託事業】（資料５）

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、全国で「過重労働解消のためのセミナー」を開催します。

過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例、企業の取組事例など、明日から使える実務知識をわかりやすく解説します。セミナー終了後には講師が質問に応じます。

ぜひ、お申込みください。

<徳島会場>

○ 日時 12月9日（水） 14:00～16:30

○ 場所 アスティ徳島 第2会議室

（徳島市山城町東浜傍示1番地1）

○参加申込 （参加費は無料）

会場参加、オンライン参加のいずれも可能です。以下の特設ホームページからお申込みください。どなたでも参加できます。

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou>